

ワークショップ

事故調査と被害救済・民事責任

「私人の権利行使による法の実現」（代表・窪田充見神戸大学教授）

過失責任主義が中心である、民事責任法では、被害者の権利回復の可否を巡って事故調査は不可欠ですが、こうした事故調査は、被害者の権利回復にはどのような意味をもつのでしょうか。その場合の被害者の果たすべき役割には、どのようなものが考えられるのでしょうか。事故調査は、事故類型によってそれぞれ事情が異なる可能性もあります。

「私人の権利行使による法の実現」（代表・窪田充見神戸大学教授）にかかる本ワークショップでは、代表的な事故類型について、それぞれの事故類型領域でご経験や知見をおもちの方々をお招きし、現状の概観とそこに含まれる問題点をご報告いただき、法の実現にあたっての課題を探ります。

多くの皆様のご参加を、お待ちしております。

日時：2018年3月3日（土）午後1時～5時

場所：神戸大学六甲台第一キャンパス第二学舎 163 教室

報告者

問題提起：手嶋豊氏（神戸大学）

鉄道事故：佐藤健宗氏（弁護士）

自動車事故：佐藤典仁氏（国土交通省）

医療事故：大下宗亮氏（救急医・法学研究科大学院）

消費者事故：中川丈久氏（神戸大学）

コメンテーター：窪田充見氏（神戸大学）

：大塚直氏（早稲田大学）

※事前申し込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。



会場である神戸大学法学研究科六甲台第 1 キャンパスまでは
下記の URL をご覧ください。
<http://www.kobe-u.ac.jp/guid/access/rokkodai-dai1.html>